

令和5年度 介護職員の宿舎施設整備支援事業

事業目的

介護職員等の宿舎の整備を支援することで、働きやすい職場環境を実現し、介護人材の確保定着を図る。

取組内容

1 補助対象

都内に所在する、下表に掲げる介護サービス施設等の設置者が、当該施設等に勤務する介護職員等の宿舎を整備した場合に、補助の対象とする。

特別養護老人ホーム	小規模多機能型居宅介護事業所
介護老人保健施設	看護小規模多機能型居宅介護事業所
介護医療院	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
ケアハウス ※	有料老人ホーム ※
認知症高齢者グループホーム	サービス付き高齢者向け住宅 ※

※特定施設入居者生活介護の指定を受けるものに限る

2 整備区分

創設、増築、改築、増改築、改修

3 補助率

1宿舎当たり 1/3

4 補助基準額

- (1) に掲げる基準面積に (2) の室数及び (3) に掲げる単価を乗じた額
- ・ (1) 33㎡ (2) 補助対象施設等の職員数分の定員規模
 - ・ (3) ①鉄筋コンクリート造り：187,400円 ②ブロック造り：163,800円 ③木造：187,400円

※実際の建築面積・基準室数、単価が下回る場合は、実際の建築面積、室数、単価で補助基準額を算定

5 補助対象経費

- 宿舎整備に要する工事費
- ・ 新築のほか、既存建物を買収した整備（新築より効率的な場合に限る）、既存建物を改修した整備も対象。
 - ・ 土地所有者が補助対象施設等の運営法人に有償で貸し付ける目的で整備する場合も対象。（オーナー型）

※土地の買収や整地費用、設備整備に係る経費は、補助対象外